

## 議案提出書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 112 条及び関西広域連合議会会議規則第 13 条の規定に基づき、別添議案を提出します。

（理由）

本会議の閉会時刻の遅延化が常態化していることに鑑み、開会時刻を早めることができるよう会議規則の規定を改める必要があるため。

平成 30 年 2 月 10 日

関西広域連合議会議長 様

提出者	関西広域連合議会議員	西	村	久	子
	同	諸	岡	美	津
	同	上	島	一	彦
	同	長	岡	壯	壽
	同	田	尻		匠
	同	坂	本		登
	同	福	田	俊	史
	同	丸	若	祐	二
	同	中	村	三之助	
	同	飯	田	哲	史
	同	西	村	昭	三
	同	藤	原	武	光



平成30年3月

関西広域連合議会定例会議案

(議員提出)

目 次

	頁
議第 1 号議案 関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件……………	1

## 議第 1 号議案

**関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件**

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 3 月 3 日提出

提出者 関西広域連合議会議員

西 村 久 子

諸 岡 美 津

上 島 一 彦

長 岡 壯 壽

田 尻 匠

坂 本 登

福 田 俊 史

丸 若 祐 二

中 村 三之助

飯 田 哲 史

西 村 昭 三

藤 原 武 光

## 関西広域連合規則第 一 号

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

関西広域連合議会会議規則（平成 23 年関西広域連合議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「午後 1 時」を「午前 11 時」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

